

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

立川市自転車等駐車場条例（平成5年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前												
<p>(利用の範囲)</p> <p>第3条 駐車場を利用することができるものは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（次の各号に掲げるものを除く。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車（以下「自転車等」という。）とする。</p> <p>(1) 輪距（<u>2以上</u>の輪距を有する原動機付自転車に<u>あつては</u>、その輪距のうち最大のものをいう。以下同じ。）が500ミリメートルを超える3輪以上のもの</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第8条の2 ……略……</p> <p>2 前項の場合における第3条の2第2項及び<u>第9項</u>、第3条の3、第3条の4並びに第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">……略……</td> <td style="text-align: center;">……略……</td> </tr> <tr> <td>立川市立川駅北口西地区有料自転車駐車場</td> <td>立川市曙町2丁目2番27号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	……略……	……略……	立川市立川駅北口西地区有料自転車駐車場	立川市曙町2丁目2番27号	<p>(利用の範囲)</p> <p>第3条 駐車場を利用することができるものは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（次の各号に掲げるものを除く。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車（以下「自転車等」という。）とする。</p> <p>(1) 輪距（<u>二以上</u>の輪距を有する原動機付自転車に<u>あつては</u>、その輪距のうち最大のものをいう。以下同じ。）が500ミリメートルを超える3輪以上のもの</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第8条の2 ……略……</p> <p>2 前項の場合における第3条の2第2項及び<u>第5項</u>、第3条の3、第3条の4並びに第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">……略……</td> <td style="text-align: center;">……略……</td> </tr> <tr> <td>立川市立川駅北口臨時有料自転車駐車場</td> <td>立川市緑町3番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	……略……	……略……	立川市立川駅北口臨時有料自転車駐車場	立川市緑町3番地の1
名称	位置												
……略……	……略……												
立川市立川駅北口西地区有料自転車駐車場	立川市曙町2丁目2番27号												
名称	位置												
……略……	……略……												
立川市立川駅北口臨時有料自転車駐車場	立川市緑町3番地の1												

立川市曙町一丁目東臨時有料自転車駐車場	立川市曙町1丁目30番20号
……略……	……略……

別表第2（第3条の2関係）

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金	
……略……	…略…	…略…	……略……	
立川市あけぼの 口南臨時有料自転車駐車場	一般駐車	…略…	……略……	
		1台につき1回5時間を超え24時間まで	70円	
	1台につき1回24時間を超え24時間までごと	70円		
	定期駐車	1台につき1月	市内	学生
その他				1,100円
1台につき1月		市外	学生	700円
			その他	1,300円
1台につき1月	市内	学生	1,600円	

……略……	……略……
-------	-------

別表第2（第3条の2関係）

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
……略……	…略…	…略…	……略……
立川市あけぼの 口南臨時有料自転車駐車場	一般駐車	…略…	……略……
		1台につき1回5時間を超え4時間までごと	100円

		つき3 月	市外	その他 2,900円 学生 1,800円 その他 3,500円			
		1台に つき6 月	市内	学生 3,000円 その他 5,600円			
			市外	学生 3,500円 その他 6,600円			
立川市立川駅北 口西地区有料自 転車駐車場	一般駐車	1台に つき1 回3時 間以内		無料			
		1台に つき1 回3時 間を超 え5時 間まで		50円			
		1台に つき1 回5時 間を超 え4時 間まで ごと		100円			
立川市立川駅北 口臨時有料自転 車駐車場	一般駐車	1台に つき1 回3時 間以内		無料			
		1台に つき1 回3時 間を超 え5時 間まで		50円			
		1台に つき1 回5時 間を超 え24時 間まで		70円			
		1台に つき1 回24時		70円			

						間を 超え24時 間まで ごと			
						定期駐車	市内	学生	600円
								その他	1,100円
							市外	学生	700円
								その他	1,300円
							市内	学生	1,600円
								その他	2,900円
							市外	学生	1,800円
								その他	3,500円
							市内	学生	3,000円
								その他	5,600円
							市外	学生	3,500円
								その他	6,600円
立川市曙町一丁 目東臨時有料自 転車駐車場	一般駐車	1台に つき1 回3時 間以内		無料					
		1台に つき1 回3時 間を超 え5時		50円					



……略……	…略…	…略…	……略……	……略……	…略…	…略…	……略……
備考				備考			

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の立川市自転車等駐車場条例第3条の2第2項及び第9項の規定にかかわらず、立川市立川駅北口臨時有料自転車駐車場においては、平成28年4月1日から同年9月30日までの期間は、自転車を駐車させることができる通用期間1月の定期駐車券（以下「1月定期駐車券」という。）に限り発行することができるものとする。この場合において、1月定期駐車券の駐車料金は、同条例別表第2中「1台につき6月」の駐車料金を6で除して得た額とし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

# 案内図

N

多摩都市モノレール

曙町2丁目

立川市曙町一丁目東臨時有料自転車駐車場  
立川市曙町1丁目30番20号

曙町1丁目

立川北駅

立川市立川駅北口西地区有料自転車駐車場  
立川市曙町2丁目2番27号

立川駅